

監査公表第 8 号

財政的援助団体等監査結果の公表について

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 199 条第 7 項の規定による監査を、糸魚川市監査基準に準拠して実施したので、その結果を同条第 9 項の規定により次のとおり公表します。

令和 6 年 12 月 27 日

糸魚川市監査委員 渡 邊 勇
糸魚川市監査委員 加 藤 康太郎

- | | |
|---------------|---|
| 1 監 査 の 種 類 | 財政的援助団体等監査 |
| 2 監 査 の 対 象 | 対象団体 能生商工会
補助金名 能生商工会補助金
所 管 課 商工観光課 |
| 3 監査の着眼点 | 財政的援助等に係る出納その他の事務の執行が適正かつ効率的に行われているかどうかを主眼として監査を実施した。 |
| 4 監査の実施内容 | 令和 5 年度の補助金に係る出納その他の事務の執行について、提出された帳簿及び関係書類を調査するとともに、関係職員の説明を聴取して行った。 |
| 5 監 査 の 日 程 | 令和 6 年 11 月 26 日 |
| 6 監査の実施場所 | 糸魚川市役所 204 会議室 |
| 7 監 査 の 結 果 | おおむね適正に行われていると認める。なお、監査の際に見受けられた軽微な事項については、対象団体及び所属長に留意又は改善を促した。 |